４．補助対象事業、補助対象経費

４－１．補助対象事業、補助対象経費および補助率

本補助事業は、充電設備の購入費と充電設備の設置工事費を補助対象経費とし、表－１の事業ごとに示す補助率に従い、補助金を交付します。なお、充電設備の設置工事の内容は、「４－８．充電設備等設置工事の申告の説明および工事項目の解説表」を参照してください。

・充電設備の「定額（１／１以内）」とは、申請者が購入した費用とセンターが承認した本体価格のいずれか低い方で交付額を算定することをいいます。
・設置工事の「定額（１／１以内）」とは、センターが審査した補助金額とセンターが定める設置工事にかかる補助金交付上限額のいずれか低い方で交付額を算定することをいいます。

表－１　補助対象事業、補助対象経費および補助率について

補助対象事業	補助対象経費の内訳	補助率
１． 高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等への充電設備設置事業 （経路充電）	充電設備の購入費 以下の充電設備が対象です。 ・急速充電設備（５０ｋＷ以上）	定額 （１／１以内）
	充電設備の設置工事費（注１） （１）充電設備設置工事費 （２）案内板設置工事費 （３）付帯設備設置工事費 （４）その他設置にかかる費用	定額 （１／１以内）

補助対象事業	補助対象経費の内訳	補助率
２． 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業 （目的地充電）	充電設備の購入費 以下の充電設備が対象です。 ・急速充電設備（５０ｋＷ以上） ・普通充電設備 ・充電用コンセント ・充電用コンセントスタンド	定額 （１／１以内） または １／２以内
	充電設備の設置工事費（注１） （１）充電設備設置工事費 （２）案内板設置工事費 （３）付帯設備設置工事費 （４）その他設置にかかる費用 停電回避費を除く。	定額 （１／１以内）
３． マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業 （基礎充電）	充電設備の購入費 以下の充電設備が対象です。 ・急速充電設備 ・普通充電設備 ・充電用コンセント ・充電用コンセントスタンド	１／２以内
	充電設備の設置工事費（注１） （１）充電設備設置工事費 （３）付帯設備工事費 （４）その他設置にかかる費用 停電回避費を除く。	定額 （１／１以内）

注１：設置する充電設備の種類等により補助対象経費の内訳は異なります。充電設備の設置工事費の詳細とその補助金交付上限額については、業務実施細則の「別表 1－２事業ごとの設置工事に係る補助金交付上限額」を参照してください。（Ｐ８７から記載の「充電設備設置事業ごとの説明と提出書類」も参照してください。）

４－２．充電設備設置パターン

状況確認および口数上限の確認のため、申請時点の設置場所の施設状況および充電設備の設置状況をオンライン申請システムにて申告してください。

（１）　設置場所の施設(建物)状況
申請時点での設置場所の施設（建物）の状況を以下より選択して申告してください。
オンライン申請システムの申請ボタンを押下時に、建物または施設の建設が完了している、もしくは建物または施設の改修工事が完了している場合は既存を選択してください。

・新築：設置場所の建物または施設の新設建設に伴い、充電設備を設置する場合
・既存：既に設置場所の建物または施設が完成している場所に充電設備のみを設置する場合
・改修：設置場所の建物または施設の改修工事に伴い、充電設備を設置する場合

（２）　設置場所における既設充電設備の有無
設置場所に既設充電設備がある場合は、以下の状況を申告してください。
・既設充電設備の有無
・既設充電設備がある場合は、その基数および口数
・既設充電設備があり実績報告までに撤去を行う場合は、その基数および口数

４－３．設置口数について

・商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）およびマンション、月極駐車場及び事務所・工場等へ の充電設備設置事業（基礎充電）において、急速充電設備以外の充電設備の設置口数に上限が設けられています。
・口数上限の確認は実績報告時点における充電設備設置口数にて判断をいたします。交付申請では、オンライン申請システムにて申告された充電設備の設置状況と図面および要部写真にて要件を満たしているか確認をいたします。
・実績報告において交付決定された内容から変更がある場合は、交付決定の取消しとなる可能性があります。
・各充電設備設置事業ごとに充電設備の口数上限ならびに既設充電設備の扱いが異なりますので、詳細については、６章以降の各充電設備設置事業の説明を確認してください。

４－４．既設充電設備の撤去工事を行う場合の留意事項

撤去を予定している充電設備がある場合、合理的な計画となるよう申請する充電設備の設置工事に合わせて撤去工事を行うことが可能です。注意点ならびにセンターから補助金を受けている場合の手続きがありますので、以下の詳細を確認してください。

４-４-１．既設充電設備を撤去する上での注意点

・既設充電設備の撤去工事や新しい充電設備の設置工事は、交付決定日後に行う必要があります。
・撤去工事費は補助対象とはなりません。

４-４-２．既設充電設備の財産処分手続き

・センターから補助金（注１）の交付を受けて設置した既設充電設備を保有義務期間中に処分する場合、財産処分の手続き（注２）を行う必要があります。
・センターからの補助金を受けず自費で設置した既設充電設備は、財産処分の手続きは必要ありません。

注１：「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金」、「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（充電インフラ導入事業）」、「クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金（充電インフラ整備事業）」および「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」（以下、「充電インフラ補助金」という。）のことをいう。
注２：「充電インフラ補助金」の財産処分の手続きについては、センターのホームページ内の充電インフラ補助金のページに掲載していますので確認してください。

４－５．充電設備の補助金交付額の算定

充電設備の購入費に対する補助金の交付額は、以下のとおり算定します。
実績報告についても同様に補助金の交付額を算定します。

以下のア、イのいずれか低い方で補助金交付額とします。 ア．充電設備の購入費（税抜）×補助率（定額（１／１以内）または１／２以内） イ．充電設備の型式ごと事業ごとにセンターが定める補助金交付上限額

申請者（リースの場合は使用者（契約者））の関係会社等による調達の場合、購入費に含まれる充電設備の利益は、利益等排除の対象となります。
（詳細は、「５－１８．自社または資本関係にある会社から調達する場合」を参照してください。）

４－６．設置工事の補助金交付額の算定

設置工事費に対する補助金の交付額は、申請者が入力するオンライン申請システムの「充電設備等設置工事申告」と工事の見積書（内訳書含む。）または設計書（入札前の地方公共団体からの申請）等を審査し、以下のとおり算定します。実績報告についても同様に審査を行い、補助金の交付額を算定します。

補助対象設置工事である（１）充電設備設置工事費、（２）案内板設置工事費、（３）付帯設備設置工事費、（４）その他設置にかかる費用について、以下のア、イの低い方を合算した額と、ウを比較し、低い方を補助金交付額とします。

ア．工事内容の申告から申告額（税抜）をセンターが審査（注３）し、工事項目ごとに算定した額
イ．センターが定める工事項目ごとの補助上限額
ウ．事業および設置条件により定める補助金交付上限額

申請者（リースの場合は使用者（契約者））の関係会社等による工事の場合、工事費に含まれる利益は、利益等排除の対象となります。
（詳細は、「５－１８．自社または資本関係にある会社から調達する場合」を参照してください。）

注３：過年度の実績および標準的な工事単価等を参考に申告された金額および工事申告内容をセンターにて確認し、必要な電気配線、基礎工事ならびに工数などを算定します。

４－７．充電設備等設置工事の申告の説明および工事項目の解説

補助対象とする工事は、申告された充電設備等設置にかかる工事になります。
充電設備以外に利用するための設置工事は他用途となり、補助対象外となります。
オンライン申請システムの入力時には、充電設備等設置工事の申告で異なる工事項目の計上項目先番号に入力した場合、補助対象外になります。なお、入力は見積書（請求書）と提出された図面等で一致している必要があります。

なお、工事の申告を入力する前に必ず以下の内容を確認してください。

・「４－８．充電設備等設置工事の申告の説明および工事項目の解説表」は、充電設備等設置工事申告に申告額として計上できる工事項目およびその内容の詳細を記載しています。
・「４－９．充電設備等設置工事の要件」は、工事項目ごとによる工事要件の詳細を記載しています。
・「４－１０．補助対象とならない主な設置工事（部材・工事等の事例）」は、充電設備等設置工事における工事全体の補助対象外となる部材、工事等の詳細を記載しています。

・事業および設置する充電設備の種類ごとに補助対象経費となる項目が異なります。業務実施細則の別表１－２を確認してください。

※原則として、センターが承認した充電設備の性能を担保する工事を行うことが必要です。

４－８．充電設備等設置工事の申告の説明および工事項目の解説表

工事項目 【申告額の計上項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない工事（例）】
(1) －①充電設備設置工事費		
ア．基礎・据付工事　【Ａ１】	充電設備本体等を固定する基礎および据付工事の申告（別体（設備構成）である課金機、電源部含む。） ●基礎工事にかかる材料費、労務費 （コンクリート基礎、金属架台、アンカー固定、ビス等で固定） ●据付にかかる材料費、労務費 ●充電設備設置にかかる重機のレンタル費、回送費（損料含む。） ※充電設備の基礎と充電設備以外の基礎が一体型（同じ基礎）のように、当該項目と兼用の工事がある場合は、この項目に費用を計上してください。　例えば、屋根や防護用部材の基礎が充電設備の基礎と一体型基礎の場合などが該当します。	・充電設備等の基礎コンクリート強度試験
イ．搬入・運搬工事【Ａ２】	充電設備本体等を搬入・運搬する費用の申告（別体（設備構成）である課金機、電源部含む。） ●設置場所までの搬入、運搬費の一部	・資機材運搬や付帯設備等の搬入・運搬

工事項目 【申告額の計上項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない工事（例）】
(1) ー②電気配線工事費（高圧/低圧の配線にかかる申告）		
電気配線工事 **【Ａ３】**	充電設備本体等を稼働させるために必要な電気配線工事の申告（別体（設備構成）である課金機、電源部含む。） ●充電設備専用のケーブル、アース線（幹線含む。）の部材費、労務費 【補足説明】 ・案内板（内照式）、付帯設備（電灯）等の電気配線工事は、それぞれ該当する工事項目に申告してください。	・案内板（内照式）、付帯設備（電灯）で使用する配線ケーブル
通信線工事 **【Ａ３】**	高機能充電設備等で必要な通信線工事の申告 ●通信線の配線工事にかかる部材費、労務費	・通信用のＷｉ－Ｆｉユニット等
配管工事 **【Ａ３】**	電気配線工事のケーブル、アース線の保護等に必要な配管工事の申告 ●配管（金属製、合成樹脂製）工事にかかる部材費、労務費	・将来用の配管部材等
ブレーカー工事 **【Ａ３】**	充電設備本体等を稼働させるために必要なブレーカー工事の申告 ●ブレーカー設置にかかる部材費、労務費 【補足説明】 ・高圧受変電設備の区分開閉器は、（１）ー③高圧受変電設備設置工事費に申告してください。	・充電設備等専用以外の設備負荷が接続されるブレーカー （電灯用のブレーカー等）

工事項目 【申告額の計上項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない工事（例）】
(1) ー②電気配線工事費（高圧/低圧の配線にかかる申告）		
開閉器盤設置工事【Ａ３】	ブレーカー等を収納するための盤の筐体を申告 ●筐体（金属製、合成樹脂製）設置にかかる部材費、労務費 ●自立式の開閉器盤を設置する場合は、基礎工事にかかる材料費、労務費	・充電設備等専用以外の用途（設備負荷）がある開閉器盤 ・過大なサイズの開閉器盤
掘削・埋設工事【Ａ３】	配線工事にかかる掘削、埋設工事の申告 ●アスファルトや土、砂利等の材料費 ●掘削、埋設および埋戻しにかかる労務費 ●掘削、埋設工事にかかる重機のレンタル費、回送費（損料含む。）	・補助対象となる充電設備等以外が含まれる場合の掘削、埋設工事。ただし、将来用の充電設備配管でセンターが合理的と判断した場合は除く。 ・駐車スペースのアスファルト舗装
建柱工事【Ａ３】	引込や架空配線をするために必要な電柱工事の申告 ●電柱設置にかかる部材費、労務費 ●装柱材、支持材の部材や根枷等の材料費、労務費 ●柱の搬入、運搬費 ●高所作業車、建柱車等のレンタル費、回送費（損料含む。）	・補助対象となる充電設備等専用以外の用途（設備負荷）の配線を中継する柱

工事項目 【申告額の計上項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない工事（例）】
(1) ー②電気配線工事費（高圧/低圧の配線にかかる申告）		
デマンド工事【A３】	設置する施設等の契約電力を超えないようデマンドを監視し、コントロールする機能をもった機器を設置する工事の申告 原則、既製品に限る ●デマンドコントロールの機器本体費および設置にかかる部材費、労務費	・別売モニターや外部プリンターなどのオプション ・機能が監視のみ ・申請する充電設備本体以外の制御 ・充電設備とセットで承認されているデマンド機器本体費および設置にかかる部材費、労務費
課金デバイス工事【A３】	使用料を徴収する機能を持った機器を設置する工事の申告 原則、既製品に限る ●課金デバイスの機器本体費および設置にかかる部材費、労務費	・別売モニターや外部プリンターなどのオプション ・充電設備本体を改造し、設置すること。 ・充電設備とセットで承認されているデマンド機器本体費および設置にかかる部材費、労務費
ハンドホール設置工事【A３】	長距離を埋設配線するために必要なハンドホール工事の申告 ●ハンドホール設置にかかる部材費、労務費 ●掘削、埋設工事の材料費、労務費 ●ハンドホールの搬入、運搬費 ●ハンドホール設置にかかる重機のレンタル費、および回送費（損料含む。）	・補助対象となる充電設備等以外の配線があるハンドホール

その他工事 **【Ａ３】**	充電設備を複数基設置するために必要な工事の申告 ●上記、（１）－②電気配線工事の項目以外で必要な部材、工事等	・１基の申請の場合は、申告することが出来ません。なお、センターが認めた場合にのみ補助対象経費とします。
※計上項目先番号【Ａ３】には、上記の【Ａ３】工事項目以外にも電気配線の敷設（配線ルートの確保）に関係する工事費を計上することが出来ます。（例：貫通工事、プルボックス、点検口、配管用ブロックなど） ただし、「４－１０．補助対象とならない主な設置工事（部材・工事等の事例）」に該当するものは補助対象外となります。		

<table>
<tr><th>工事項目
【申告額の計上項目先番号】</th><th>【申告額として計上できる工事内容と費用】</th><th>【補助対象とならない工事（例）】</th></tr>
<tr><td colspan="3">(1) －③高圧受変電設備設置工事費（高圧受変電設備本体および設置にかかる申告）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">③高圧受変電設備設置工事費
【Ａ４―１】
【Ａ４―２】
【Ａ４―３】</td><td>現在の高圧受変電設備では、設置予定の充電設備を稼動できない場合、充電設備に必要となる電力量のみを確保する目的で増設または新設される高圧受変電設備の申告

●高圧受変電設備の設置にかかる部材費、労務費
●高圧受変電設備の基礎工事にかかる材料費、労務費
●主任技術者立会、試験費等にかかる費用
●フェンスの設置にかかる部材費、労務費</td><td>・変圧器の交換工事
・新たに建設予定の施設等で、施設全体への電力供給を担う高圧受変電設備は、補助対象外となります。
・充電設備以外への電力供給等、充電設備との関連性が確認できない場合は、補助対象外となります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【補足説明】
※「増設」とは
・現在の高圧受変電設備内にスペースがない場合で、他の場所に高圧受変電設備を設置すること。
・近接に設置空間がある場合は、近接場所に設置すること。
・近接に設置空間がない場合は、現在の高圧受変電設備を高圧分岐し、最近接の別の場所に高圧受変電設備を設置すること。
・充電設備を稼働するために必要な電力量に対応させるために必要な機器、部材等は補助対象となりますが、センターが合理的と判断できない場合は補助対象となりません。

※「新設」とは
・新たに電力契約を締結する場合で、充電設備にのみ利用する高圧受変電設備を設置すること。
・現在、低圧受電契約により電力の供給を受けている設置場所において、充電設備を設置することにより高圧受電契約に変更する場合は、原則、補助対象外とします。ただし、充電設備専用の変圧器がある等、充電設備専用に電力供給がある場合は除く。</td></tr>
</table>

工事項目 【申告額の計上項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない工事（例）】
(1) －④特別措置に基づく受電工事費		
④特別措置に基づく受電工事費【Ａ５】	充電設備を設置する際に、申請者が「同一敷地内電力複数契約を可能とする特別措置」（以下「特別措置」という。）に基づく申請をした場合に、電力会社が申請者等に請求する工事負担金の申告 【補足説明】 「特別措置」で電力契約を行い充電設備を設置する場合は、「５－１３．特別措置にて電力契約を結び充電設備を設置する申請の場合（特別措置の申込書、請求書）」を確認してください。なお、地方公共団体等が入札前に申請する場合で、申請までに申込書と請求書が提出できない場合は、センターに報告してください。	・電力会社が発行した請求書に記載された負担金以外の費用
(２)案内板設置工事費		
案内板設置工事【Ａ６】	充電設備が設置されていることを、公道を走る電気自動車等の運転者に告知することを目的とする案内板設置工事の申告 ●案内板の設置にかかる部材費、労務費 ●案内板を設置するための基礎工事の材料費、労務費 【補足説明】 既設案内板がある場合は、既設案内板の寸法は 400mm x 400mm以上であり、その他の案内板の設置要件を満たしている必要がある。 満たしている場合は、追加の設置は必須としない。 満たしていない場合は、新規に設置要件を満たす案内板を設置すること。	【新設案内板】 ・公道に面する入口以外に設置する誘導板や充電設備の使用方法を記載した案内板 ・特定の充電インフラ会社等のＰＲ板 ・充電設備に関係のないＰＲ板 ・ガラスに張付けるシート貼付タイプの案内板 ・パイロン仕様等の可動式案内板

工事項目 【申告額の計上項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない工事（例）】
（３）付帯設備設置工事費		
充電スペースのライン引き 【Ａ７】	充電スペースに新たに引くラインの申告 ●充電スペースのライン引きにかかる材料費、労務費 ●新たにラインを引く目的で既存のライン消しが必要な場合はライン消し工事も補助対象とする ●待機スペースのライン引き工事も補助対象とする	・駐車スペースの枠に関係のないゼブラ線等
路面表示 【Ａ８】	充電スペース内に設置する「充電場所」であることの視認性を高める路面表示の申告 ●路面表示の設置または路面表示にかかる部材費、労務費	・充電スペース内の路面塗装のみ
屋根【Ａ９】	充電設備本体および別体（設備構成）である課金機、電源部、メンテナンススペースおよび充電スペースを雨等から保護する屋根の申告 ●屋根の本体費および設置にかかる部材費、労務費 ●屋根を設置するための基礎工事の材料費、労務費	・充電設備本体およびメンテナンススペースを保護していない屋根

工事項目 【申告額の計上項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない工事（例）】
（３）付帯設備設置工事費		
小屋【Ａ１０】	充電設備本体および別体（設備構成）である課金機、電源部を**豪雪・火山灰等**から保護する必要がある場合に認める小屋の申告 ●小屋の本体費および設置工事にかかる部材費、労務費 ●小屋を設置するための基礎工事の材料費、労務費	・小屋内部に設置されるヒーター等の備品
充電設備防護用部材【Ａ１１】	充電設備本体および別体（設備構成）である課金機、電源部を保護するＵ字型・Ｉ型防護用部材の申告 ●防護用部材の本体費および設置工事にかかる部材費、労務費 ●防護用部材を設置するための基礎工事の材料費、労務費	・プラスチック製およびゴム製のポール ・駐車場侵入防止のバリカーやチェーン ・車止め
電灯【Ａ１２】	充電設備本体および充電スペースを照らす目的で設置する電灯の申告 ●電灯の本体費および設置工事にかかる部材費、労務費 ●電気配線にかかる部材費、労務費	・華美な電灯 ・太陽光発電機で稼働する電灯

工事項目 【申告額の計上項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない工事（例）】
（４）その他、設置工事にかかる費用		
雑材・消耗品、養生費 **【Ａ１３】**	●テープ、ドリルの刃など、雑材・消耗品等の費用 ●養生にかかる費用	・交通運搬費や廃材処分費
図面作成費 **【Ａ１４】**	●センターが求める図面の作成にかかる費用 【補足説明】 センターが補助する図面は以下のとおりです。 ・設置場所見取図 ・平面図 ・電気系統図 ・配線ルート図 ・単線結線図（高圧受変電設備設置工事費を申告する場合のみ）	・竣工図面等の作成費
レイアウト検討費【Ａ１５】	●設置場所への充電設備の設置・配置に関する検討にかかる費用 【補足説明】 ・一式計上ではなく、レイアウト検討にかかった人工数とその単価を記載してください。	・諸経費等にかかる費用
電力会社立会・協議費 **【Ａ１６】**	●特別措置における電力会社との協議、立会等にかかる費用 【補足説明】 ・一式計上ではなく、立会や協議にかかる人工数とその単価を記載してください。	・電力会社への申請手続費用 ・特別措置以外の契約等にかかる費用

工事項目 【申告額の計上項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない工事（例）】
（４）その他、設置工事にかかる費用		
安全誘導員費【Ａ１７】	●設置工事期間中に発生する施設利用者および歩行者等に対する安全管理の目的で配置する安全誘導員の労務費 【補足説明】 ・一式計上ではなく、安全誘導にかかる人工数とその単価を記載してください。	・現場作業内の安全対策にかかる費用
停電回避費【Ａ１８】	●設置工事期間中に当該工事のために生じる停電を回避するために必要となる発電機のレンタル費および回送費（損料含む。）	・工事に必要な電源を確保するための発電機等の費用
充電スペース造成費【Ａ１９】	●充電スペースを新たに造成するために必要な材料費、労務費 【補足説明】 ・申請された内容を審査し、センターが認めた場合のみ補助対象とする。	・既設の駐車スペースを充電スペース用に工事する費用 ・既に駐車スペースがあり、路面が砂利や土等をアスファルトに舗装する工事費用
現場監督等の労務費【Ａ２０】	●現場監督費・世話役等の労務費でセンターが認めたもの 【補足説明】 ・一式計上ではなく、現場監督等にかかる人工数とその単価を記載してください。	・現場管理費や現場監理費 ・諸経費等の現場監督費、世話役等以外の項目

４－９．充電設備等設置工事の要件

充電設備等設置工事を申告するにあたり、以下の要件を満たしていない場合は、申請の受付不可または当該工事項目が補助対象とならないことがあります。

（１）基礎・据付工事

・充電設備メーカーが「取り付け作業指示書」等で指示する充電設備等本体の基礎サイズの仕様を満たしていること。

（２）電気配線工事

・充電設備メーカーが「取り付け作業指示書」等で指示する電源ケーブルの仕様を満たしていること。

（３）デマンド工事

・デマンドの制御機能は、申請する充電設備本体のみとする。
・デマンド機器本体は原則、既製品に限る。

（４）課金デバイス工事

・充電設備本体に改造を加えないこと。
・課金デバイス機器本体は原則、既製品に限る。

（５）ブレーカー工事

・充電設備本体等の性能を担保するブレーカーを設置すること。

（６）案内板設置工事

・設置施設（場所）の公道に面した入口に設置すること。
・デザインは東京電力登録商標（注１）（注２）であること。
・原則、**案内板寸法は 500mm x 500mm以上とする。**
・公道の上下線から視認できる位置および高さに設置すること。
・公道に対し、案内板の設置方法は、
　①案内板が両面の場合は垂直、
　②案内板が片面の場合は平行に設置すること。
・地面に埋設等され固定されていること。
・高速道路ＳＡ・ＰＡ等に設置の場合は、高速道路会社等が定める規格・規定に案内板仕様等は準ずるものとする。

（７）ライン引き工事

・充電スペースは、幅 2.5m×奥行き 5mの区画を目安とする。

（８）路面表示工事

設置事業区分により、要件が異なります。

ア．「高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）」及び「商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）」の場合

・デザインは東京電力登録商標（注１）（注２）であること。
・寸法は、原則 900mm x 900mm以上とする。
・原則、計画した充電スペースの区画内に設置すること。
・「待機スペース」を申請する場合は、路面表示として「待機スペース」であることが確認できる記載を必須とする。
※待機スペースとは、充電スペースに近接した「充電設備」利用のために待機する駐車スペースをいいます。
・「代替路面表示」を設置する場合は、オンライン申請システム上の工事申告の路面表示の申告の路面表示種別にて「文字」を選択し、備考欄に「代替路面表示」と入力してください。

イ．「マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）」の場合

・路面表示を設置する場合、デザインは東京電力登録商標でないこと。
※東京電力登録商標「CHARGING POINT」は、利用者を限定する設置場所での利用は不可となります。

（９）屋根設置工事

・屋根の本体は原則、既製品に限る。
・建ぺい率等の確認は申請者が申請前に行うこと。
・小屋との同時申請はできない。

（１０）小屋設置工事

・小屋の本体は原則、既製品に限る。
・建ぺい率等の確認は申請者が申請前に行うこと。
・屋根との同時申請はできない。

（１１）防護用部材設置工事

・本体は原則、既製品に限る。
・金属製に限る。
・急速充電設備は、防護用部材の設置が法令で定められているため、申請前に設置場所を管轄する消防署に設置のレイアウト等の確認および了承を得ること。
・普通充電設備は、地方公共団体等に設置に関する条例等がある場合があるため、申請前に申請者責任において確認すること。

（１２）電灯設置工事

・電灯の本体は原則、既製品に限る。
・充電設備本体を照らしていること。

注１：案内路面表示の新規使用にあたっては、以下サイトよりお申し込み下さい。
東京電力ホールディングス㈱　電気自動車用充電器の案内表示「CHARGING POINT（チャージングポイント）」のご使用について
サイトＵＲＬ：https://www.tepco.co.jp/info/c_point-j.html
注２：景観条例等の理由により色の変更等を行う場合は、状況等報告にてその理由を報告してください。

４－１０．補助対象とならない主な設置工事（部材・工事等の事例）

・他用途（申告された充電設備以外）に利用するための部材費、労務費
（将来用の配線配管等、申告された充電設備以外の工事内容を含んだ工事）
・充電設備等の稼働試験、電気自動車等のレンタル費用
・非常用に設置する予備用コンセント
・監視カメラ等の防犯システム、消火器等の防災設備
・既設駐車スペースのアスファルト舗装（駐車スペースがアスファルトでない場合）
・既設充電設備の撤去や移設、処分等にかかる費用
・その他既存物の撤去や移動、処分等にかかる費用
・新たに建設予定の建物や駐車場等で、当該施設の一般設備への電力供給を担う分電盤等を設計変更して充電設備を設置する場合、当該分電盤およびそれに伴う幹線の変更
・一般管理費、現場管理費・共通仮設費の全部または一部
・写真管理費、客先協議費、申請手続代行費
・除雪費等
・石綿（アスベスト）調査費用等

４－１１．ユニバーサルデザインの採用（推奨）

今後、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の普及が一層進むことをふまえ、充電設備の設置にあたっては、利用者が誰でも操作しやすいよう、ユニバーサルデザインを考慮した設置に努めることを推奨します。
なお、急速充電設備については、ＣＨＡdeＭＯ協議会が「電気自動車用急速充電器の設置・運用に関する手引書　7.3」にユニバーサルデザインのガイドを公表しているので参照してください。

４－１２．マンション等簡易申請

設置場所が既存の分譲マンション等であり、申請者が管理組合の場合は、マンション等簡易申請を選択することができます。
「マンション等簡易申請」とは、比較的設置方法がシンプルで導入コストが小規模（注１）となる普通充電設備の設置等を対象に「４－８．充電設備等設置工事の申告の説明および工事項目の解説表」に記載されている工事申告の簡略化および「5-9-3．配線ルート図」を配線の種類、長さの記載を不要とし、交付申請と審査の簡略化を行い、交付決定までの期間を短縮（注２）できます。

注１：通常申請と比べて申告できる工事項目が少なくなります。充電設備の複数基設置、大規模な工事および複雑な工事などの場合でも申請は可能となりますが、補助金額は通常申請より大幅に少なくなります。
※設置場所が既存の分譲マンションであり、申請者が管理組合の場合であっても選定優先順位２での通常申請を選択することはできます。
注２：申請された入力情報および提出書類に不備等がある場合は審査に時間を要します。

「マンション等簡易申請」にて申告できる工事項目と工事申告方法は以下の通りになります。
※工事内容および補助対象となる工事については、「４－８．充電設備等設置工事の申告の説明および工事項目の解説表」と同様になります。

【申告額の計上項目先番号】	【申告できる工事項目】	【工事申告方法】
Ａ１	基礎・据付工事	種別ごとに数量を入力
Ａ２	搬入・運搬工事	申告額の入力
Ａ３	電気配線工事	有無の選択
Ａ３	配管工事	有無の選択
Ａ３	ブレーカー工事	数量を入力
Ａ３	開閉器盤設置工事	数量を入力
Ａ３	建柱工事	有無の選択
Ａ３	デマンド工事	有無の選択
Ａ３	課金デバイス工事	有無の選択
Ａ５	特別措置に基づく受電工事	申告額の入力
Ａ１３	雑材・消耗品、養生費	申告額の入力
Ａ１４	図面作成費	申告額の入力
Ａ１５	レイアウト検討費	申告額の入力
Ａ１６	電力会社立会・協議費	申告額の入力
Ａ１７	安全誘導員費	申告額の入力
Ａ１９	充電スペース造成費（注３）	申告額の入力
Ａ２０	現場監督等の労務費	申告額の入力

注３：機械式駐車場に充電設備を設置する場合は、補助対象外となります。